

ID: 5375

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	解散の認可及び認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第46条及び施行規則第5条の規定による。</p> <p>社会福祉法 (解散事由)</p> <p>第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>(1) 評議員会の決議</p> <p>(2) 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>(3) 目的たる事業の成功の不能</p> <p>(4) 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>社会福祉法施行規則 (解散の認可又は認定申請手続)</p> <p>第5条 法人は、法第46条第2項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第46条第1項第1号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>(2) 財産目録及び貸借対照表</p> <p>(3) 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>2 第2条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。</p>		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日